

核物理研究センター中期計画委員会内規

第1条 核物理研究センター（以下「センター」という。）中期計画委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2条 委員会は、センターの中期計画に必要な具体策を策定、協議し、その評価を行う。

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

一 センター長

二 センター長が指名する教員 若干名

2 前項第2号の委員の任期は3年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員の再任は妨げない。

第4条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

第5条 この内規に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成18年4月1日から施行する。